

3 陳情 第 36 号	全ての石綿含有建材へ規制を拡大するアスベスト関係法改正に関する調査などを求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年9月30日受理、令和3年10月6日付託
陳情者	新宿区北新宿 _____ 会長 _____

## ( 要 旨 )

大気汚染防止法の改正及び石綿障害予防規則の改正によって区民の居住環境改善の際に生じる影響の調査及び同改正の対象となる区内建築物の実態調査を行い、同改正によって生じる可能性のある問題への対策を検討してください。

## ( 理 由 )

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則が改正され、一部の規定を除き、令和3年(2021年)4月から施行されています。大幅な改正であり、区民の居住環境改善(改修・リフォーム・建て替えなど)の際、多大なる影響が生じるものと考えられます。また、適切な対策が取られない工事が発生した場合は、近隣住民がアスベストばく露する可能性が生じ、環境問題として懸念されます。

すでに、令和3年(2021年)4月からは、アスベスト建材の有無にかかわらず、建築工事の事前調査や現場への表示が義務付けられており、違法工事に対しては、罰則(刑事罰)が強化・拡大されています。

令和4年(2022年)4月からは、解体部分の床面積が80平方メートル以上の解体と100万円以上の改修工事において、事前調査結果の報告(都道府県と労基署や条例のある自治体)が、建築物の所有者に義務付けられています。そして、工事を請け負う施工者には、アスベスト含有のレベル1とレベル2の工事の14日前までの工事実施届けに加えて、レベル3も作業基準の遵守、工事後書類の保存等を厳しく義務付けています。

令和5年(2023年)10月からは、事前調査は国の認可機関が認定する「調査者」のみに限定されます。アスベスト建材を製造した企業の一部及び建築基準法でその使用を義務付けてきた国の責任は、最高裁判決で確定しています。ところが、今回の法改正は、現存するアスベストに関するばく露防止対策に掛かる費用は、建築物の所有者負担、調査や届出や作業基準遵守の負担は建築施工業者負担という理不尽な内容となっています。国が助成制度などの対策を講じることとなっておらず、社会問題化する可能性があるものと考えられます。

\_\_\_\_\_は、新宿区内の施工業者らが構成する\_\_\_\_\_の4団体から成ります。\_\_\_\_\_の4団体は、新宿区住宅課と連携し、区民からの住宅に関する相談に対応する区役所ロビー相談活動を行っており、また、新宿区耐震補強推進協議

### 3 陳情第 36 号

会の会員団体として活動するなど、長年新宿区と協力しながら区民の住環境改善や様々な地域活動を行っています。————は、新宿区に対し、今回の法改正が区民生活に及ぼす影響及び対象となる区内建築物の実態について調査し、生じる可能性のある問題への対策について検討をすることを求めます。